

# 原村中央公民館の利用登録団体について

原村中央公民館

はじめに

公民館は、住民の皆さんの健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進、教養の向上を目的に設置された、社会教育施設です。

会議室等の貸し出しによりサークル活動・地域活動を支援するほか、日ごろの学習活動の成果発表をする場の提供や、各種講座を開催し多様な学習機会を提供するなど、公民館には様々な役割があります。そのため、下記内容にて利用登録団体の認定基準を設けておりますのでご確認ください。

## 社会教育関係団体等（原村中央公民館利用登録団体）認定基準

公の支配に属さない団体で、公民館及び地域で活動する社会教育に関する事業を主たる目的として行うグループまたは団体で、以下の項目に該当するもの。

- 1 会の目的が組織的、かつ継続的に社会教育活動を行うことを主たる目的として、成果が期待できる団体であること。
- 2 会の入会等に関して、広く住民に開かれていること。
- 3 会の運営が会員の総意によって、自主的に運営されていること。
- 4 会員から会費を徴収する場合は、会の経理がその会費によって賄われ、講師の謝礼もその会費の中から支払われていること。（一人何千円というような月謝的なもの、教室等の営業は禁止）
- 5 会の活動が、会員の技術・技能・学習の向上のみに終わらず、要請に応じて、もしくは自主的に住民に還元する意志のあること。
- 6 会員は、村内に居住、または勤務している者が5人以上いること。
- 7 会は、宗教活動、特定の政党及び公の選挙に係る政治活動、営利活動をしないこと。

### 原村ではこのような目的では登録できません

- ・講師の私塾的活動  
会場予約・運営・新規会員募集は、講師ではなく会員が主体的に行ってください。
- ・飲食  
飲食を主とした利用はできません。
- ・営利を目的とした活動  
店長会議・採用試験・社員研修等での利用はできませんが、組合活動や地元説明会等は可能です。
- ・特定の宗派・政党の支援活動等  
ただし、学習が中心で住民に広く教養を与えるとの考えであれば可能です。

### 利用上の注意事項

- ◎駐車場は限られていますので、徒歩での来館か車の乗り合わせにご協力ください。
  - ◎ゴミは利用当日に各団体でお持ち帰りください。
  - ◎使用後は会場を原状復帰し、清掃をお願いします。特に裁縫の針やホチキスの針などを落としたままにしないようしっかり清掃してください。
  - ◎節電、節水、節エネルギーにご協力ください。
  - ◎料理実習室以外の各部屋での飲食は禁止です。（水分補給程度は可）
- 詳しくは利用の手引きをご覧ください